## 本連載における「翻訳」について②

前回(11月号)では、日本語の「翻訳」という言葉と英語の"translate"という言葉の辞書的な意味を対比させながら、ラテン語に起源のある英語の"translate"には、ある言語の言葉を別の言語の言葉に置き換えるという意味だけではなく、何かをある地点から別の地点へ移動させたり、あるものを別の形に変化させたりするという広い意味があることを確認した。

今回はそれを踏まえた上で、本連載における「翻訳」の意味、すなわち「天理教の教義、実践、伝統などを言語や表象を通して別の形で表現すること」について、特にどういった形からどういった形に変えるのか、という部分に焦点を置いて話を進めていきたい。それは具体的に言えば、異文化伝道の文脈で、「天理教の教義、実践、伝統」といったものを全く同じ形で伝えるのではなく、様々な言語や表象を通して別の形に「翻訳」しようとする営みのあり方に注目することである。

ここで少し、大方の読者にとってはごく当たり前のことかもしれないが、一つ前提として確認しておくべきことがある。それは、天理教の教義、実践、伝統といったものは、日本を含め現代の多くの民主国家においては、「宗教(religion)」もしくはそれに準じたカテゴリーや枠組みで捉えられる場合が多いという事実である。そして、憲法や法律などで政教分離の原則があり、それにより国家と特定の宗教団体の結びつきが禁じられ、市民の信教の自由が保証される制度を備える国では、様々な宗教や信仰を持つ市民とそうでない市民とが社会に存在することになる。それをやや雑な言い方でまとめるならば、社会の中に「宗教的な」市民と「非宗教的な」市民が存在することになると言えるであろう。

そういった社会で天理教の教義、実践、伝統といった「宗教的なもの」を「非宗教的な」市民に伝達する時、場合によっては、伝える相手にとって理解の出来る言葉や表象を通して天理教を「翻訳」する必要が出てくる。それはつまり、「宗教」を「非宗教的」な言語や表象で伝達することであり、その「宗教」を「天理教」に置き換えてみるならば、「天理教」を「天理教のものではない」言葉や表象を通じて社会に発信することを意味する。

もっとも、このこと自体は、日本における伝道の場面でも 生じる現象であり、海外の国・地域の伝道に限ったことではな い。しかし、「宗教」やそれに準じたカテゴリーが法制度や社 会の中でどのように規定されるかや、「宗教」がどのように国 家や公共空間と関わることが出来るとみなされるかは、それぞ れの国・地域の法制度やその捉えられ方によっても当然ながら 変わってくる。したがって、日本以外の国・地域の「宗教」の 立ち位置を考察する際には、日本では自明とされている「宗教」 の社会的な位置のあり方を投影せずに、当該国での法制度や社 会の中でどのように理解されているかに照らし合わせて考察す る必要が出てくる。

ユルゲン・ハーバーマスの「翻訳」にまつわる議論 では、「宗教」と「非宗教」の間の「翻訳」のあり方を考え るには、どのような知見を参照できるであろうか。そこで筆者が一つの参照点として挙げたいのが、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマス(Jürgen Habermas)の論じる「翻訳」に関する議論である。

ハーバーマスは、公共性論やコミュニケーション論などで知られる哲学者であるが、近年では「公共圏(public sphere)」、すなわち国家や家族とは異なるとされる領域であり、市民が討議をして世論を形成するとされる公共の場において、「宗教」すなわちリベラルな民主国家においては私的な領域に属するものとされるものがどのような役割を果たし得るかについて言及している。

その中でハーバーマスは、リベラルな民主国家において、「あ らゆる宗教共同体が市民社会においてひとしなみに自由を享受 できるように設計されて」いる一方で、「集団を拘束する決定 を担う公的組織については、宗教の影響を一切排除することに なって」いる点を指摘した上で、「宗教共同体が市民社会と公 共圏においてきわめて重要な役割を果たす以上、熟議政治と は、宗教的公民が非宗教的公民と同じように理性を公共的に用 いることで成り立っている」と主張している(ハーバーマス 2011 = 2014:25、強調点は原文ママ)。そしてそれを可能に する手立てとして、「『宗教的言語』から『世俗的言語』への翻 訳(translation)という条件を別のかたちで満たすことで応え ることができる」と論じており、それは具体的には、「宗教的 発話の潜在的な真理内容をあらかじめ誰にでもわかる言葉に必 ず言い換える(translation)という条件を受け入れてもらう必要」 があると論じている(同上:28)。ただし、その翻訳の過程に ついては、宗教的市民と非宗教的市民のどちらかだけがその負 担を負うのではなく、両者は「相補う関係」にあるべきである と述べている (同上:30)。

ハーバーマスのここでの関心は、宗教的市民がリベラルな民主国家の公共領域において政治的な主張をする際に生じる「翻訳」の必要性とその条件についてであり、本連載における「文化」の「翻訳」とは関心を異にする。しかしながら、その議論から広義での「宗教的言語」から「世俗的な言語」への翻訳というプロセスを抽出すれば、天理教のフランスにおける伝道を考察する上でも有益な視点になると筆者は考えている。また、ハーバーマスの「翻訳」やその条件に関する議論については、その視点の限界や留意しておくべきこと等が多くの研究者によって論じられているので、そういった知見を加えれば、「翻訳」を方法論として用いることで見えやすくなるものと見えにくくなるものが可視化できるであろう。次回以降で、このあたりについてより詳しく論じていきたい。

## [引用文献]

ユルゲン・ハーバーマス「『政治的なもの』―政治神学のあいまいな遺産の合理的意味―」エドゥアルド・メンディエッタ、ジョナサン・ヴァンアントワーペン編(箱田徹、金城美幸訳)『公共圏に挑戦する宗教―ポスト世俗化時代における共棲のために―』岩波書店、2014年、pp. 15~31。